7 **敷地内の通路**(政令第16条、条例第22条関係)

政 令	条 例
第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主	
として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通	
路は、次に掲げるものでなければならない。	
一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で	
仕上げること。	
二 段がある部分は、次に掲げるものであるこ	
と。	
イ 手すりを設けること。	
ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の	
明度、色相又は彩度の差が大きいことによ	
り段を容易に識別できるものとすること。	
ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原	
因となるものを設けない構造とすること。	
三 傾斜路は、次に掲げるものであること。	第二十二条 令第十六条第三号の規定によるも
イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十	のとする傾斜路は、その両側に側壁又は立ち
六センチメートルを超え、かつ、勾配が二	上がり部を設けなければならない。
十分の一を超える傾斜がある部分には、手	
すりを設けること。	
ロ その前後の通路との色の明度、色相又は	
彩度の差が大きいことによりその存在を	
容易に識別できるものとすること。	

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト(条例付加分含)

施設等	チェック項目	
敷地内の	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
通路	②段がある部分	_
(政令第 16 条)	(1)手すりを設けているか	
(条例第 22 条)	(2) 識別しやすいものか	
	(3) つまずきにくいものか	
	③傾斜路がある部分	_
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12を超え 又は高さ16cmを超え かつ 1	
	/ 20を超える傾斜部分)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
	(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	

[解説]

○建築物の外構における通路を「敷地内の通路」として規定。対象となる敷地内の通路は次のとおりとする。なお、基準の考え方等は、廊下等・階段・傾斜路(P23~P31)を参照。

建築物の用途	基準適合の対象となる敷地内の通路	
特別特定建築物	不特定かつ多数が利用し、又は主として高齢	
	者、障がい者等が利用する敷地内の通路	
条例 11 条で追加する特定建築物	多数の者が利用する敷地内の通路	

【参考】敷地内の通路に設ける傾斜路の勾配・高さと、手すりの関係

勾配高さ	1/20以下	1/20より大きく、 1/12以下	1/12より大きい
16cm以下	手 す り :任意	手 す り :任意	手 す り :必要
16cmより大きい	手 す り :任意	手 す り :必要	手 す り :必要

(法逐条解説) 政令第16条:P44(解説なし)

〔建築設計標準〕 2. 1 敷地内の通路: P2-44~P2-56